

○農林水産省告示第千五百十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 和歌山県日高郡日高川町大字浅間字大串一九四の五、一九六の二
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県東筑摩郡筑北村西条字白坂砥石沢一〇の二九・一〇の三〇（以上二筆国有林）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町横川字旧関の上一〇一五の九、一〇二二の五、一〇二二の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町横川字旧関の上一〇一五の九、一〇二二の五、一〇二二の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町横川字旧関の上一〇一五の九、一〇二二の五、一〇二二の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町横川字旧関の上一〇一五の九、一〇二二の五、一〇二二の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町横川字旧関の上一〇一五の九、一〇二二の五、一〇二二の六
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千五百一十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

○農林水産省告示第千五百一十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字原六二二の一四から六一二の一七・六一八の六・六二〇の三・六二二の二・六二六の一（以上八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・六二八の二・六二九の二（以上二筆国有林。）・六九二の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六九三の五（国有林）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備
三 解除の理由 道路用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第千五百一十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 鹿児島県薩摩郡さつま町神字打込三九八四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・三九八四の二（国有林）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第千五百一十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 鹿児島県薩摩郡さつま町神字打込三九八四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・三九八四の二（国有林）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第千五百一十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 東京都八王子市美山町七〇三の二（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 指定理由の消滅
（次の図）は、省略し、その図面を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○経済産業省告示第百一十五号
電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十五年四月十六日

新 名 称 旧 名 称 住 所 変更年月日
学校法人八戸学院野辺 学校法人光星学院野辺 青森県野辺地町字枇杷野 平成二十五年四月一日
地西高等学校 地西高等学校 五一一六
○経済産業省告示第百一十六号
電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十五年四月十六日

学 校 の 名 称 学 部 ・ 学 科 名 備 考
香川県立坂出工業高等学校 電気科（定時制課程） 平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。
○特許庁告示第九号
工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十五年四月十六日

登録番号 登録調査機関の名称 変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第十九、二十、三十五号 株式会社みらい知的財産技術研究所 株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町8番地1パーシモンビル1・2F
東京都新宿区本塩町4番地4祥平館ビル10F

○農林水産省告示第千五百一十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 東京都八王子市美山町七〇三の二（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 指定理由の消滅
（次の図）は、省略し、その図面を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○経済産業省告示第百一十五号
電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十五年四月十六日

新 名 称 旧 名 称 住 所 変更年月日
学校法人八戸学院野辺 学校法人光星学院野辺 青森県野辺地町字枇杷野 平成二十五年四月一日
地西高等学校 地西高等学校 五一一六
○経済産業省告示第百一十六号
電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十五年四月十六日

学 校 の 名 称 学 部 ・ 学 科 名 備 考
香川県立坂出工業高等学校 電気科（定時制課程） 平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。
○特許庁告示第九号
工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十五年四月十六日

登録番号 登録調査機関の名称 変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第十九、二十、三十五号 株式会社みらい知的財産技術研究所 株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町8番地1パーシモンビル1・2F
東京都新宿区本塩町4番地4祥平館ビル10F

○農林水産省告示第千五百一十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年四月十六日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 北海道上川郡当麻町五〇三三の一・五〇三三の五（以上二筆）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

新 名 称 旧 名 称 住 所 変更年月日
学校法人八戸学院野辺 学校法人光星学院野辺 青森県野辺地町字枇杷野 平成二十五年四月一日
地西高等学校 地西高等学校 五一一六
○経済産業省告示第百一十六号
電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十五年四月十六日

学 校 の 名 称 学 部 ・ 学 科 名 備 考
香川県立坂出工業高等学校 電気科（定時制課程） 平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。
○特許庁告示第九号
工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十五年四月十六日

登録番号 登録調査機関の名称 変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第十九、二十、三十五号 株式会社みらい知的財産技術研究所 株式会社みらい知的財産技術研究所 東京都新宿区本塩町8番地1パーシモンビル1・2F
東京都新宿区本塩町4番地4祥平館ビル10F